

平成24年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成24年9月6日 午前10:00

○散 会 午後 2:37

○出席議員（20名）

1番 中川光博	2番 大谷貞廣	3番 児玉春雄
4番 藤原幸作	5番 菅原理恵子	6番 澤井昭二郎
7番 菅原久和	8番 伊藤栄悦	9番 戸田俊樹
10番 佐藤義久	11番 小林悟	12番 岡田曙
13番 佐藤昇	14番 藤原典男	15番 西村武
16番 鈴木斌次郎	17番 堀井克見	18番 藤原幸雄
19番 佐々木嘉一	20番 千田正英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石川光男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥田野耕二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴木 司
産業建設部長 児玉俊幸	水道局長 菅原龍太郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸村公明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴木利美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正	議会事務局次長 畠山靖男
-------------	--------------

平成24年第3回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成24年9月6日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

傍聴者の皆さん、足元の悪い中、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は発言席において、再質問は自席にてお願い致します。

本日の発言の順序は、3番児玉春雄議員、19番佐々木嘉一議員、15番西村 武議員、13番佐藤 昇議員、4番藤原幸作議員の順に行います。

それでは、3番児玉春雄議員の発言を許します。3番児玉春雄議員。

○3番（児玉春雄） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さん、朝早くから大変御苦勞さまでございました。

それでは、トップバッターとして私から一般質問を行います。

まずもって9月定例議会において一般質問の機会を得ましたことに対し、感謝を申し上げます。また、質問の際は、お聞き苦しい点が多々あろうかとも思いますが、その際はどうかご容赦をくださるようお願いを申し上げます。

それでは、私は次期市長選挙について、石川市長の次期市長選挙への出馬表明について行います。

石川市長には、日頃から本市のまちづくりに高い志を持って積極的に取り組んでいただいておりますことに対し、まずもって感謝と敬意を申し上げます。

石川市長は、合併後、初の選挙で市民の負託を得て初代市長に就任され、あらゆる場面で心の合併を強く訴え、潟上市総合発展計画においては、その将来像を「活き生き潟上の夢づくり 一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市」として、対話とふれ合

いの中でまちづくりの種を捲き、潟上市としての進むべき道を切り開いてきました。続く平成21年4月、2期目を無投票で再選を果たし、市民とともに活力ある地域づくりに取り組み、公約に掲げました天王グリーンランドにおける地域再生事業や都市整備事業、子育て支援等に着実な成果を見て今日に至っております。その行政運営は、実に堅実かつ実直で、高く評価されるものであります。

合併から8年、総合発展計画も後期計画も順調な進捗を見据えているものと理解しておりますが、新市建設計画に明記され、石川市政にして今なお未達成となっているのが新庁舎建設であります。しかし、この新庁舎建設についても紆余曲折を経ながらも、ようやく建設場所の取得もなり、設計業者も決まりました。この後、基本設計、実施設計を経て新庁舎の完成は平成27年3月を目指すとしております。

新庁舎完成までには、この後も難題の多いことが想定されますが、この新庁舎建設は合併時最大の約束事であり、合併協議会の会長であった石川市長の責務であると同時に、3万5,000人の潟上市民の中で、ただ一人石川市長だけが完成させる大義名分があると確信しております。

また、国民文化祭や少子高齢化社会に対応したまちづくり、災害危機管理等々、石川市長には引き続きリーダーシップを発揮してもらい、これらの大事業や諸課題に取り組んでもらわなければなりません。これは多くの市民の声でもあります。

石川市長にお尋ね致します。次期市長選挙に、是非とも出馬表明されるよう念願するものであり、その考えをお聞かせください。

私の質問は、この1点であり、明快なる市長のご答弁をお願い致します。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

傍聴者の皆さんも大変御苦労さまでした。

3番児玉議員の一般質問の、次期市長選挙への出馬表明についてお答え致します。

私は、平成17年4月に市民の皆さんからの温かいご支援によりまして、潟上市の初代市長として当選の栄に浴し、続く平成21年4月には無投票での再選の栄に浴しました。

これまで私は新生潟上市の初代市長として、合併時から2期目を経て今日に至るまで、誠心誠意、潟上市のまちづくりに取り組んでまいりました。その市政運営における信条は、終始一貫、市民の目線に立ち、市民による市民のためのまちづくりとして、真に合

併してよかったと言われるよう市民の一体感の醸成と活力あるまちづくりに努めてまいりました。その施策、事業を前進させることに没頭した日々の早さには、まさに光陰矢の如しでありました。

今日まで厳しい財政環境下の中で、しっかりと時代の流れを見きわめ、市民との対話を通じて行政の諸課題に対処してきたつもりであります。合併協議の多くが解決を見たものの今まだ解決に至らないもの、その最たるものが新庁舎建設であります。児玉議員の言う「新庁舎建設は石川市長に課せられた責務である」とする発言は、的を射たものであると思っております。

市政運営の課題として災害危機管理や産業の振興、自治基本条例を規範とする市民協働のまちづくり、子育て支援と高齢化対策、健康のまちづくり等々、市民が心豊かに暮らすために行政として果たすべき使命と課題は山積であります。今日の厳しい社会情勢の中で、いかにして市民の日々の暮らしにかかわる満足度を高めていくか、地域住民の視点に立った政策推進が今こそ、そしてこの先に求められているものだと強く感じております。これら諸課題に対し、秋田大学や県立大学との連携協力協定に基づき、双方の持てる資源や情報、研究成果等を活用して地域社会の発展にかかわる施策等について、これまで以上に産学官協働のまちづくりを進めていく考えであります。

私は、行政を進める上で大事なことは、ともに心豊かに生きるために対話とふれ合いの中から潟上市としてのあるべき姿をともに作り、未来につなげていくという潟上市創造の気概であると考えております。

これらをかんがみ、次期市長選挙に対して、多くの市民の方々から再度の出馬を勧められていることが度々ありますが、その都度、ありがたくも熟慮中としてきております。今後、ますます自治体運営が厳しさを増す中で、私としては任期があります期間、これまでもまして誠心誠意、渾身の努力をすること、この一点に尽きるとの思いであります。

3番児玉議員からは、柔道家らしく変化球でないストレートな質問をいただきました。私の野球現役時代も、ピッチャーとしてストレート中心の投球でありました。そういう意味では、いささか不本意な答弁となりますが、いずれご支持をいただいております方々にご相談を申し上げ、進退を明確にしてまいりたいと思っておりますので、今しばらくお時間を貸していただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（千田正英） 3番、再質問ありますか。3番。

○3番（児玉春雄） ただいまスポーツ万能な石川市長の答弁は、野球をもってされたと。そして、これからは支持者といささか、不本意ながら相談して決めていきたいと、こういうことですが、今ここへきて、間もなく新庁舎が完成に向かってどんどん早めていく時間、いの一番にまずは出ると言っていて欲しかったのは現実でございます。

それよりも何よりも、今、市民が不安を抱いておることがただ一点ございます。石川市長は、常に市民の皆さんの目線に立って、安全・安心なまちづくり、不安を除かなければならない、もし不安であったら、とにかく速やかに改善していかなければならないと、そういうことをよく私方に言っております。今、何が一番市民にとって不安かと言えば、「春雄君、石川市長、今度の選挙出るべ。石川市長でねば潟上市、お先真っ暗だど。我々もそういうことを考えれば、晚げ寝でらいねと。寝らいねものは体調は崩す。このむくみで、よくよく体がぼろぼろになってしまうと。とにかく早く出ると言っていてほしいと頼んでくれ。」と、そういう人が数限りなく最近は多くなってきております。いずれにせよ私、3万5,000人の市民の一人ですが、今、石川市長をおいて次期市長になれる人材はおらないと、こう思っております。いま一度、市民の皆さんの不安を解消するべく、次期市長選挙の大きなミットに向かって150km以上のストレートを投げて、はい、出馬しますと、そういうご返答を期待しております。もう一度ご答弁願います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 3番児玉議員の再質問にお答えします。

大変ありがたい言葉でありました。そして市民の声も耳に響いております。

しかし、先ほども答弁したとおり、任期中は全うして仕事に取りかかりたいと。気持ちわかります。一日も早く出馬するかしないかの決意表明を一日一刻でも早くしたい時期が来るものと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） はい、3番。

○3番（児玉春雄） 石川市長、これが最後でございます。何とか出ると、潟上市民の皆さんを安心・安全のために、いま一度ご答弁をお願いします。出ると、前向きに検討すると、そういうご期待を持っておりますので、どうかひとつ宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 再々質問にお答えします。

出馬するしないも前向きに検討したいと思っています。

○議長（千田正英） 前向きに検討するという事です。

○3番（児玉春雄） 大変ありがたいご答弁、ありがとうございます。これで私の質問を終わります。最後までご清聴賜り、誠にありがとうございます。終わります。

○議長（千田正英） これをもって3番児玉春雄議員の質問を終わります。

次に、19番佐々木嘉一議員の発言を許します。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 19番佐々木であります。おはようございます。

朝早くから議会傍聴のためにおいでいただきました皆様、大変御苦労さまでございます。

厳しい猛暑も、今日の雨を境にして秋季清明の清々しい秋の季節に変わってゆくことと存じます。

それでは、時間をいただきましたので、私から一般質問を申し上げます。

潟上市は合併して8年目となりましたが、旧3町の過去の行政運営、住民意識の微妙な違いがあります。合併の検証をしておりますが、合併のメリットを強いて言うならば、財政面では特別職、すなわち三役並びに議員の削減によるメリットのほか、若干の補助金と合併特例債の発行があるのかなと考えております。しかしながら、合併で目指した新市の将来像の実現に向けて、さらなる邁進をしなければなりません。

こうした折、先般6月、平成25年1月の施行を目指し、自治体運営上の最高規範と称する潟上市自治基本条例を制定致しました。条例制定にかかわった多くの方々、市民100人委員会によるワークショップ等々の策定手続きは、これまでの策定手法とは異なり、より市民サイドに立った条例の策定手続きによることとなり、新たな政策策定の手法によって潟上市の自治体運営は新たなスタートラインに立った思いであります。

本条例の制定と施行は、これまでの反省と総括からすれば、潟上市自治体におけるガバナンス、すなわち統治方法が市民本意を、より重視した方向に変わってゆくのであります。条例の理念と方向に示す市民参画、市民協働の基本認識を、どのようにしていくのか、行政情報の公開のあり方、市当局の説明責任が更に重要となってまいります。すなわち、条例制定の趣旨の説明と実践の具体化が求められることとなります。真摯な取り組みを期待しております。

それでは、質問に入らせていただきますが、質問の第1点は、潟上市の財政運営についてお尋ね致します。

この度の議会に対し、決算認定とのかかわりの大きい我が潟上市平成23年度潟上市健全化判断比率が報告されました。このことは、市当局における手堅い財政運営のあらわれと存じます。今まさに国・県等しく財政困難の折、本市においては突出するような企業もなく、市民所得水準の現状、そして脆弱な財政力のもとで健全な財政指針を維持できていること自体は評価に値することと思います。

しかし、合併時点における生活インフラ、市民インフラの整備水準の現況からすれば、旧3町は一樣ではなく、それぞれにおいて将来負担をあらわす構成負担比率には差異がありました。

かつて市長は、旧昭和町、飯田川町の起債の償還に言及し、あたかも負債を多く抱えたかのごとくの指摘されておりましたが、過ぎたことではあります、計画的な財政運営の一端であり、来たる年度には財政は正常化するという見通しのもので行ったのであります。その後、市がとった措置は、国・県の指導のもと、公金に負担の伴う起債、借り換え措置や繰上償還など、低金利時代にふさわしい財政運営に改めたことも判断比率の向上に寄与されていることと推察致しております。

こうした観点から、次の点についてお尋ね致します。

1つ目は、本市の財政運営の指標、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率について、過去5カ年の数値の変化と改善のために実践した手法をお知らせ願いたいと思います。

2つ目ですが、経常収支比率の改善は、政策・事務事業の選択の幅が広がることとなります。経常収支比率の改善により、どのような事業が可能となりましたかお知らせください。

3つ目ですが、公債費負担比率は財政運営健全化の判断基準ではありますが、財政力があり自主財源が潤沢な団体は別として、比率は低いほどよいというものではありません。それはインフラ資産については、世代間の負担の公平という視点もあります。どの程度が適切と判断しておりますでしょうか、お知らせ願いたいと思います。

4つ目ですが、市財政運営の主な指標の改善に向けて、どのような考え方と手法をとってきましたか。また、市行政改革との関係は、どのように認識しておるでしょうか、お知らせください。

5つ目ですが、市では平成20年度より行政改革の更なる推進のため、財務諸表4表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の作成を進め、3

年にもなりますが、財政運営との関係をどのようにとらえておりますか、お尋ね致します。

大きく、次の質問の第2点ですが、国からの補助金が交付金に変わったことについてお伺い致します。つまり、社会資本整備総合交付金と条例、法96条第2項の関係についてお伺い致します。

このことは、国における補助金を交付金として一括して交付する方向に変更となりました。地方分権の趣旨からすれば、地方において自主的・主体的なインフラ整備が円滑に図られることは喜ばしいことと存じます。しかし、その内容においては、従来からの道路、公園、下水道の各自治体整備計画によって、各自治体における財政計画に定める投資的経費等によって配分されることと存じます。

次によって質問致します。

1つ目、潟上市において当該交付金事業に計画した5カ年事業費はいくらでしょうか。事業ごと、年度ごとにお知らせ願います。

2つ目、市総合発展計画の基本計画との関係において、変更・見直しの必要はないか。その場合、法、自治法の第96条第2項に基づく条例との関係と議会への協議、説明の必要はないものでしょうか。

3つ目ですが、交付金事業は財政力指数によって補助率が異なると聞いておりますが、潟上市の場合は補助率はいくらでしょうか。

次に、大きく3つ目ですが、豊川地区活性化対策についてお伺い致します。

豊川地区の活性化検討委員会の報告書について先般配付を受け、検討の経緯と結果について承りました。豊川小学校が大久保小学校と統合し廃校となり、創立以来135年の歴史を閉じました。そのことによって失う地域に活力を維持し、あるいは取り戻すこととは何なのか、そのための検討委員会であったと思います。

検討委員会の答申は、多目的コミュニティ集会施設の建設による地域活動の拠点整備が提案されました。当然ながら当該多目的コミュニティ集会施設は、全市的に活用を目指したもので、豊川地域に特定したものではなく、潟上市全市民の活性化の拠点であるという位置づけがなされており、市長の行政報告にもその趣旨が述べられております。こうした現状認識に立ってお伺い致します。

1つ目、旧豊川小学校校地全体の利活用については、どのように考えておりますか。あわせて、校地全体面積はいくらでしょうか。校地の土地利用計画ですが、建設予定の

多目的コミュニティ集会施設の配置はどうなりますか。運動場は、今後どのような利用となるでしょうか、お知らせ願います。

2つ目ですが、建設予定の多目的コミュニティ集会施設と豊川コミュニティホームの機能の統合については、どのように考えておられますか。コミュニティ政策の所管は、どこに、どの部署になるでしょうか。また、施設の運営主体は、どこになるでしょうか、お知らせ願いたいと思います。

3つ目ですが、先般8月、豊川財産区管理会に対し、施設建設にあたって具体的なことはわかりませんが、集会施設のエントランスホールのシンボルに使用する杉の丸太材の提供をお願いしたそうですが、多目的コミュニティ集会施設計画実現に向けて、その進捗状況はどのような段階でしょうか。何か解体の予算は、この度の補正予算にあるようではありますが、それら設計等、その事業進捗状況はどのような段階でしょうか、お伺いします。また、建設財源について地元負担の要請があったと仄聞しておりますが、事実でしょうか。地元負担の要請の根拠は何に基づくものでしょうか、お伺いいたします。

4つ目ですが、このことについては先般も申し上げておりますが、二級河川豊川の未改修区域のことについては、先般、県と協議されるよう要望致しましたが、市の説明では基盤整備事業では予算不足で無理があり、県の河川管理当局では当面の計画箇所以外は予定なしと知らされましたが、基盤整備後において当該区域は降雨量70～80mmぐらいで河川は氾濫致します。その場合、農地災害の発生が予想されます。したがって、部分改修について県と協議をしていただきたいということを要望致します。

大きく4つ目ですが、潟上市新庁舎基本設計業務の審査結果についてお伺い致します。

新庁舎の基本設計業者の選定に関しては、広報かたがみ8月号に掲載されており、7月18日の審査委員会において厳正な審査を経て、有限会社村田弘設計事務所に決定したことが公表されました。このことに関連して質問致します。

1つ目は、潟上市が新庁舎建設という重要なプロジェクトの実施にあたり、各指名業者に対して、あらかじめ市が提示した条件、すなわち新庁舎建設計画概要書のような内容については、どういうふうな条件を提示しましたか、お知らせ願いたいと思います。また、審査方法はどのようにされましたでしょうか。

2つ目ですが、各指名業者に対し、提案書等を求め、審査したとありますが、当選された業者の提案書について公表することはできませんでしょうか、お伺い致します。また、提案書等とありますが、「等」とは何を言っているのでしょうか。

3つ目ですが、庁舎建設予定地内の土地利用計画の提案も求めたとありますが、それは市の意向にかなうものであったのでしょうか。市長の行政報告では、視認性、正面性、道路網等が総合的に検討された旨が報告されておりますけれども、その点については市の意向と沿うものであったのでしょうかということであります。

4つ目ですが、新庁舎は自然エネルギーの導入、防災拠点として活用機能の提案を求めたようだが、その内容はどのような内容でしたのでしょうか。審査委員の防災の専門の委員の意見は、どういう意見があったのでしょうか。

5つ目です。市長の行政報告に周辺の道路網計画や内閣府が示す津波避難ビル等にかかわるガイドラインに基づき、新庁舎4階建てとして基本設計とするなど、また、市民フロアの検討のための市民委員会の設置など、これまで市の説明ではなかった新たな諸条件が述べられております。このことは、プロポーザルの当選者の提案であったのでしょうか、その辺のことについてもお伺いしたいと思います。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、壇上からの私の質問は以上であります。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の1つ目の「潟上市の財政運営」についてお答え申し上げます。

1点目の本市の財政運営の指標についてでございますけれども、財政力指数は平成19年度は0.34、平成23年度は0.33で0.1ポイントの減となっております。この5年間の推移は、ほぼ横ばいと言ってよいと思います。これについては、今後も景気の動向によって多少の増減はあるかと思いますが、おおむね横ばいで推移するものと考えております。

経常収支比率は、平成19年度は95.3%、平成23年度は89.1%で6.2ポイントの減となっております。この5年間で大きく改善しております。経常的経費の削減があったことに加え、最大の要因は普通交付税が増えたことにあります。普通交付税が、この先大きく増えるということは考えられませんので、大きな改善は見込めませんが、このように推移しております。

公債費負担比率については、財政健全化判断比率を算定・公表することになったことから、現在は必要とされておられません。そういうことで算定はしていません。

この5年間での財政健全化比率の動向でありますけれども、実質公債費比率は18.1%から12.8%になり、5.3ポイントの改善、将来負担比率については128.8%から61.5%と

なり、67.3ポイントの改善となっております。

また、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、この5年間、黒字を維持してまいりました。

ご質問の指標の改善に向けての手法ということでありますけれども、市債及び債務負担行為の繰上償還や低利への借り換えが功を奏したものととらえております。

平成19年度から平成21年度までは公的資金の補償金免除繰上償還を実施しており、一般会計では6,028万1,000円の繰上償還と3億8,482万1,000円の借り換えを実施致しました。

また、民間資金にかかわる市債の繰上償還も実施しております。平成22年度実績は1億3,338万円、平成23年度実績は1億7,379万2,000円となっております。

さらに、秋田県市町村土地開発公社に対する債務も繰上償還を実施しており、平成19年度から平成22年度までの4年間の実績は9,293万円となっております。平成22年度をもって秋田県市町村土地開発公社に対する債務は完済しております。

一連の繰上償還による有利子負債の圧縮が比率の改善に大きく寄与しているものととらえております。

2点目の経常収支比率の改善によってどのような事業が可能となったかということですが、経常収支比率が改善することは、政策や事務事業の選択肢が広がることとなりますので、例えば新規事業については事業の緊急度や重要度を勘案しながら取捨選択の中で事業執行しているというのが現状であります。

3点目の公債費負担比率についてのご質問ですが、先ほども申し上げましたとおり、現在は算定しておりませんので、ご理解願いたいと思います。これにかかわるものとして実質公債費比率を算定しておりますので、こちらの数値で答えさせていただきます。

平成22年度決算に基づく実質公債比率の県内13市の平均は15.7%で、本市の14.4%を1.3ポイント上回っております。比率の一番低い、小さいのは鹿角市でありまして10.8%となっております。本市の14.4%は5番目に小さいものであります。県内13市の平均である15.7%は、財政運営の健全性を判断する上では十分に適正な数値でありますけれども、それより低い本市は財政運営上、健全性を維持しておるものと自負しているところでございます。

また、「比率が低いほどよいというものではありません」というご指摘でありますけれども、借入金に頼らない健全な財政運営ができることが第一であり、基本と考えてお

りますし、借入金にかかわる財政指標が小さくなるように努力してきたところでございます。

また、どの程度の数値が適切かについては、固定した目標値はございませんけれども、先般報告した23年度の実質公債費比率は12.8%となっておりますことから、市としても最も低い鹿角市の10.8%は、本市においても到達可能な数値としてとらえておるところでございます。

4点目の指標の改善と行政改革との関連についてでありますけれども、行政改革は組織や機能、あるいは制度などを改革し、コスト削減や住民サービスの向上などを目指すものでございます。その一環として、平成21年度に公共料金適正化検討委員会を立ち上げまして、その結果、平成22年度に上下水道料金の一本化が図られたことは、特別会計繰出金の縮減につながり、今後、指標の改善に寄与するものととらえております。

5点目の財務諸表4表と財政運営の関係についてお答え申し上げます。

地方公共団体において財務書類を整備する目的については、「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）の中で、「地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由かつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている。そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠である。」とされておまして、具体的な目的としては資産・債務管理、2つ目としては費用管理、それから3つ目としては財務情報のわかりやすい開示、あるいは4つ目としては政策評価・予算編成・決算分析との関係づけ、そして5つ目として地方議会における予算・決算審議での利用が挙げられております。

説明責任の履行である「財務情報のわかりやすい開示」については、財務情報を市広報や、あるいはインターネット上に公表しております。

また、財政の効率化・適正化につながる資産・債務管理では、市債の繰上償還や秋田県市町村土地開発公社に対する債務の繰上償還を実施し、債務の削減につなげることができました。また、資産更新費用を圧縮するために、現在、橋梁の長寿命化計画を策定するとか、そういうふうな予防的な橋梁改修事業に着手したところでもあり、今後の成果が上げられるというふうに考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 2つ目「国の補助金が交付金に変わったことについて」お答え致

します。

国では補助金の一括交付金化に向けて鋭意取り組んでおり、平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱に対象範囲や制度設計の基本的な考え方、導入に向けた手順等が示されております。

都道府県向けの補助金の一部については一括交付金化が進められておりますが、市町村向けのものについては、今のところ一括交付金化されたものはありません。

それでは、1点目の交付金事業に計画した5カ年事業についてお答えします。

はじめに、社会資本整備総合交付金制度についてであります。社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け補助金等を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる総合的な交付金として平成22年度において創設されたものでございます。

個別の事業についてですが、下水道事業は平成22年度から平成25年度までの4年間の計画で、総額では3億9,500万円で、平成22年度は1億1,000万円、平成23年度は1億8,000万円、平成24年度は5,500万円、平成25年度は5,000万円となっております。

また、道路事業についてですが、この交付金制度が創設された平成22年度からではなく、制度創設前年の平成21年度から平成25年度までの5カ年間で計画を策定しており、5年間の総額では13億7,034万4,000円で、平成21年度は1億9,200万円、平成22年度は2億円、平成23年度は2億6,200万円、平成24年度は1億8,834万4,000円、平成25年度は5億2,800万円となっております。

次に、2点目の潟上市総合発展計画、後期基本計画の見直しと議会に対する協議・説明についてであります。冒頭で申し上げましたとおり、市町村向けのものについては今のところ一括交付金化されたものはありませんので、市の取り扱いについては変更はありません。

社会資本整備総合交付金制度の特徴と致しましては、これまで事業別にばらばらに行われてきた関係事務を一本化・統一化できること。市町村の総合発展計画などの基本計画に位置づけられた事業の範囲内で市町村が交付金を自由に充当できること。また、各事業の効果を高めるソフト事業も実施可能となったことが挙げられます。

ご質問では、補助金が交付金に変わったことにより後期基本計画の変更が伴うのか、後期基本計画の変更・見直しにより必要な議会の議決は必要ないのかとありますが、ただ今申し上げましたとおり、この交付金の特徴にありますように、交付金事業の範囲は、

あくまでも市町村の総合発展計画などの基本計画に位置づけられた事業の範囲内で実施することとなっております。そのため、議決をいただいて実施しております現在の潟上市総合発展計画後期基本計画の変更は必要ありませんし、変更に必要な議決も必要ないものとなっております。

関係事業が社会資本整備総合交付金事業として実施する場合は、その都度、予算審議の段階で議会の皆さんにご説明しているものでございますので、宜しくご理解願いたいと思います。

3点目の財政力指数によって補助率が異なる件ですが、下水道事業では財政力によって補助率が異なるということはありません。

道路事業では、財政力によって補助率が異なっており、本市の場合は補助率が60%になっており、通常の補助率に5%のかさ上げが行われております。

以上です。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇企画政策課長。

○企画政策課長（幸村公明） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の3つ目「豊川地区活性化対策について」お答え致します。

ご質問の1点目、旧豊川小学校地の全体の利活用についての考え方についてであります。今定例会に旧豊川小学校校舎及びプール等の解体費を予算計上しておりますが、解体後の跡地を利用致しまして、豊川地区のみならず潟上市全域で利用できる多目的な施設を建設したいと考えております。

ご質問の①として、旧豊川小学校地の面積についてであります。校舎敷地面積が約7,900㎡、グラウンド面積が約1万㎡の全体で約1万7,900㎡となっております。

ご質問の②の建物、集会施設の位置についてであります。今後は施設建設や外構工事の規模を定める基本構想の策定段階で検討していくこととなりますが、校歴135年を誇る旧豊川小学校の敷地内には、奈良又三郎・石川理紀之助翁・健児の塔などの石碑のほか、校門をはじめ閉校事業として地中に埋められているタイムカプセルなど、後世に残すべき財産が点在しており、また、卒業記念として植樹されました樹木などもあることから、これらの保存や移植などに配慮した位置に建設したいと考えております。

ご質問の③運動場についてであります。現在のグラウンドは水はけが十分でないことから、表面排水を基本とした整備を進め、活用していきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、建設予定の多目的集会施設と現豊川コミュニティホームの機

能の統合についてであります。新たに建設を予定しております多目的集会施設が現在の豊川コミュニティホームの機能を網羅する施設となることから、必然的に統合するものであります。

また、コミュニティ政策の所管についてであります。総務部総務課になっております。

次に、施設の運営主体についてであります。現在の豊川コミュニティホームの施設運営主体としては、「公民館地区館」としても位置づけられておりまして、教育委員会の生涯学習課が担当しております。

また、新たな施設については、豊川コミュニティを中心とした運営が望ましいと考えております。

次に、ご質問の3点目、豊川財産区管理会に対しまして杉の丸太の提供をお願いしたとのことですが、市からはお願いしたものではありません。地元の豊川地域活性化検討委員会から市長に対し、地域資源の活用ということで豊川財産区所有の木材資源や基金を活用できるよう配慮していただきたいとの要望書が提出されておりますことから、豊川財産区管理会へその要望事項に対する考え方、意向をお伺いしたものでございます。

また、建設財源について地元負担の要請があったと仄聞しているが、これは事実でしょうか。地元負担の要請の根拠は何かとご質問であります。これにつきましても地元から「豊川財産区の基金を活用していただきたい」との市に対する要望がございましたことから、豊川財産区管理会の意向をお伺いしたものでございます。一般質問にある「仄聞」と致しましても誤解なきようお願いするものでございます。

なお、8月24日開催の豊川財産区管理会においては、当局から豊川地域の要望内容も含め、これまでの経緯と豊川財産区の所有する「木材及び基金の活用」にかかわる管理会の意向、お考えについてお伺いする旨の説明を致しております。当日参加されました管理会委員の皆様は、そのことにご理解をいただいた上でご協議いただいたものでございます。

次に、多目的コミュニティ施設計画実現に向けての進捗状況についてであります。地元の豊川地域活性化検討委員会から提出されました「豊川地域活性化策（案）」と市で組織した潟上市豊川地域活性化検討委員会でもまとめられました「潟上市豊川地域活性化策に関する報告書」があります。これを基に致しまして豊川地区への交流施設建設を

目指した「潟上市多目的交流施設（仮称）建設基本構想（案）」を現在策定中であります。ただいま一般質問に答える形で申し上げておりますが、いずれ建設基本構想案が完成次第、議会と地元の皆様へご説明申し上げたいと考えているところでございます。

次に、質問の4点目、豊川二級河川の基盤整備関連であります。部分改修はできないかについてお答え致します。

豊川二級河川と基盤整備に関する質問については、平成24年、今年の第1回定例会の一般質問で佐々木議員より質問があり、答弁を致しております。河川整備と基盤整備は別個のもので、関係機関の双方とも協議致しましたが、できないとの結論が出ております。その後、内容に変更はございません。

また、ご質問の中に「市の説明では基盤整備事業では予算不足で無理があり」とありますが、そのような答弁は致しておりません。佐々木議員も承知のとおり、基盤整備事業の事業主体は秋田県でありまして、地元土地改良区が主管として行っているものでございます。市では、それにかかわる市の割合を負担金として負担することとなっております。今後も冠水被害の解消については、秋田県に対し要望してまいります。

次に、一般質問の4つ目「潟上市新庁舎基本設計業務の審査結果について」お答え致します。

ご質問の1点目、プロポーザル方式の採用にあたり、市が提示した設計条件についてであります。先の6月定例会でもご説明しておりますが、基本構想を基に造成費用を含まない工事費が28億円程度、庁舎の延床面積は7,500㎡程度、21台分の車庫、370台分の駐車場の整備についてなどであります。それらを定めている「潟上市新庁舎基本設計業務プロポーザル実施要領」、「潟上市新庁舎建設計画概要書」、「潟上市新庁舎基本構想」をもって提案いただいたものでございます。

次に、審査方法についてであります。第1回審査委員会を6月7日に開催し、手続き方法や評価基準を決定しております。そして、2回目の審査委員会が開催される2週間程度前に提案書を各委員に配付し、評価項目6項目について5段階評価をしていただき、集計した結果、最も評価点が高い提案者を業務契約候補者、2番目に評価点が高い提案者を次点候補者に選出しております。

次に、ご質問の2点目、当選された業者の提案書の公表については、公表しないということではありません。ただ、6月定例会の一般質問で佐々木議員より質問があり、答弁を致している要旨の中で、プロポーザル方式は対象プロジェクト、今回は庁舎建設で

ありますが、この設計業務に対する適格性・創造性・実現性などの技術力を評価し、業者選定のための一つの手段でございます。コンペ方式のような提案された具体的な設計案を審査し、その成果品（作品）を選ぶものではございません。プロポーザルとは、あくまで提案書に基づく業者選定のための判断材料として使用しているものでございます。提案された内容が新庁舎の基本設計（案）そのもとなるものではございません。

行政報告にもありますように、提案では3階建てであります、実際は4階建てで基本設計をスタートしたいと考えておりますので、提案はあくまで提案者の分析力・提案力・対話力等を総合的に判断するものとして取り扱っているものであります。

提案書の公表については、以上の観点から業者選定のための評価として取り扱っていることをご理解いただいた上で、今定例会中に皆様にお示し致します。

次に、8月号広報の中の提案書等の「等」についてであります、提案書のほかに主要業務実績書、類似施設業務実績書、提案チームの総括責任者・主任技術者、取り組み体制説明書、概要書及び基本設計の見積書の提出を求めたものであります。

次に、ご質問の3点目、建設予定地内の土地利用計画の提案については、提案書の評価基準の4項目として、「市民が交流できるとともに、行政サービスの向上が実現できる庁舎建設及び敷地利用等についての提案」、2つ目が「防災拠点（地震、津波等）として活用できる庁舎建設及び敷地利用等についての提案」、3つ目が「ライフサイクルコストの低減、環境負荷の低減に配慮した庁舎建設及び敷地利用等についての提案」、4つ目が「潟上市の気候、風土、文化を考慮した庁舎建設及び敷地利用等についての提案」について、各審査委員から評価していただいたものでございます。これにつきましても業者選定の判断材料として使用したものでありまして、敷地利用につきましても改めて基本設計の過程で詰めてまいります、案が固まり次第、速やかに議会の皆様にご提示し、協議してまいります。

次に、ご質問の4点目、新エネルギーの導入、防災拠点として活用機能の提案の内容についてであります、プロポーザルにあたっては、ただ今申し上げましたとおり「ライフサイクルコストの低減、環境負荷の低減に配慮した庁舎建設及び敷地利用等についての提案」と「防災拠点（地震、津波等）として活用できる庁舎建設及び敷地利用等についての提案」についても求めておりました。

自然エネルギーの導入につきましては、太陽光発電、自然採光、温度差により生ずる自然通風による換気、雨水の雑排水への利用、街灯への風力利用、ペレットストーブ、

地下水を利用した冷暖房の提案がありました。

防災拠点としての活用につきましては、各提案とも耐震性能を確保するとともに非常時の機能停止を最小化し、ライフラインを高架水槽や自家発電のほか、多重化複合化により確保することや、屋上への避難スペースの確保、津波を考慮して災害対策本部は2階、もしくは3階に配置する等の提案がございました。

防災の専門の意見としては、想定外の地震、津波の発生時にシェルターとなり得る施設を目指し、「津波避難ビル等にかかわるガイドライン」を踏まえ、より安全性の高い建物として階数（層）は4階建て、屋上は避難可能な構造（陸屋根）としてほしいとの意見がございました。

次に、ご質問の5点目、周辺道路、内閣府指針、市民委員会の設置についてでございますが、プロポーザル提案者の提案によるものかということでございます。

まず、行政報告で申し上げました周辺道路計画につきましては、敷地接道条件及び都市計画道路の現状を事務局から示しております。今後、これらの新庁舎敷地に隣接する道路の拡幅の必要性なども含め、検討してまいります。

内閣府指針につきましては、提案者と審査委員会の両方から出てきたものであり、委員会の報告には「特に重要な今後の検討課題として、設計にあたっては、より高い階数や屋上にも十分避難できるスペースを確保するなど、今後の市の防災計画等も踏まえ、プロポーザル段階の想定案に縛られずに再検討すべき」との意見として付されております。

最後に、市民委員会についてですが、議会の皆様には新庁舎の基本設計の資料が整い次第、速やかにご提示し、協議いただくこととしておりますが、あわせて新庁舎の基本設計に際し、市民が利用する機会が多い部分につきましては、市民の意見を広く反映させるため市民委員会を設置することとしたもので、これは市の考えであります。また、パブリックコメントも実施することとしております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。通告書の項目順に質問をお願い致します。

○19番（佐々木嘉一） 1番の潟上市の財政運営につきましては、先ほどご答弁をいただきまして、言ってみれば入るを計って出るを制するという経営原則もありますし、そういうことでやっているのかなど、そのように理解を致しましたし、いずれ財政も生き物でありますので、そのときどきの状況、ある交付税が増えたり減ったり、あるいは義務

的な経費についても増減ありますので、いろいろ変化があるだろうと思います。そんなことで、一応理解を致しましたが、自治基本条例の前文に石川翁の「寝ていて人を起こすことなかれ」という第1条のいわゆる訓言がありますが、13条にも訓言がございます。豊年、いわゆる豊作の年、「豊年にも大凶作あり。確かめてみよ。」と、いずれその使い方が、いずれ資金はあってもその使い方が間違っていれば非常に困るよと。ですから、十分注意して財源の充当する事業の選択をして、いわゆる市民生活が、より豊かになるようなそういう使い方をしていただきたいということを申し上げまして、この1番の問題については終わりたいと思います。

それで1番目の答弁はおりません。

国の補助金につきましては、いずれ一括交付金への、言ってみれば移転段階で、言ってみれば市町村にも一括交付はまだやっていないということはわかりますが、いずれ潟上市の場合は一括交付金の5カ年計画がないということですが、それは県の方の計画に入れてもらって、県のいわゆる一括交付の配分の中でそれをやっておるのかなと、そんなことでありますが、その点はいかがでしょうか。まずひとつお願いします。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 県の一括交付金については、県の事業に伴う一括交付金制度でございます。潟上市の一括交付金については潟上市の事業に伴う一括交付金制度ということで理解しております。まだ潟上市の場合は一括交付金制度を活用していないということでございます。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） そのように理解しております。

それから、豊川地区の活性化対策ですが、いずれ敷地面積1万8,000㎡もある膨大な土地でありますので、いずれその利用の仕方によっては、非常に今後、維持管理費がかかるのかなという感じも致しております。いずれ今予定しております多目的コミュニティ集会施設そのものについては、全市的な建物だということで、そのいわゆる利活用についてもいろんな催しが、いわゆる市民の方々が利用するために、豊川の施設を利用するために集まっただけということだろうと思ひまして、いずれ高齢化が進み、人口が減少する中で、非常にその施設の効率的な利用ということについては、今までのような考え方でいいのかなという、そんな気持ちもあったけれども、全市的にいろいろなそのいわゆる潟上市の中で行われる諸行事が豊川の多目的コミュニティ施設の中でも行

われるということからしますと、施設建設の効果というものについては見込めるのかなということで今判断を致しております。いずれそのようなことで、ひとつコミュニティ対策、コミュニティ施策の推進につきましては、所管課の総務課、あるいは教育委員会で十分な計画のもとで、費用対効果を見きわめながらひとつ進めていただきたいと思います。これは要望です。

それから、財産区に対するそれにつきましては、私も管理会のお話の中にちょっと承っております、いずれ今、財産区でもどちらかという豊川財産区は山林経営を主体とした財産区でありますので、木材を販売した金というよりも東北電力の送電線の線下補償、あるいは地域権の設定補償がほとんどあります。いずれ豊川と昭和と合併してから45周年になっておりましたけれども、ほとんど言ってみれば造林、あるいは育林事業、施業が一辺倒でありまして、収益が上がらなかったということもあります。そのことからして、町時代からは職員の人件費を出してもらって事務はやっていただいたけれども、過去45年、豊川と昭和が合併して以来、昭和町に対しての財産区からの資金提供というのはなかったなということで、そんなことで考えておりますけれども、いずれこれは地域の問題ですので、管理会、あるいは最終的にはこの予算という形でこの議会にかかりますけれども、その辺については地元と十分に協議して、それは進めるべき問題であろうと思いますが、いずれその場合、金額のことも聞いておりますし、どういう、いわゆる基礎になるのか、あるいは負担というのはどうなるのか、その辺やはり全市的な見地から見ますと、そういうような一つのルールというものがやはりなければならぬのではないのかなと。例えば、今、自治会館等々の建物が建っておりますが、地元負担という形で、いろいろケースバイケースのようですが、やはりある程度の一定したルールというものを作る必要があるのではないのかなと、それがやはり自治会館であろうと、いろんな集会所のこれからの建設にもかかわってくる問題ではないのかなと。今たまたま財産区で今、資金を持っているから出してもらいたいということだけでなく、やはりそういう施設を作る場合の、言ってみれば住民負担のあり方というものについて、やはり統一的な、あるいは市の方針というものを持つべきではないのかなと、その辺の検討はどのように考えておりますでしょうか、お伺いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 財産区について全てルールが必要ではないかのご指摘については、ケースバイケースがあらうかと思っておりますので、必要によってはルールというものを策定

し、あるいは必要ないものについてはないということで、基本的にはこの財産区については、ちょっと答弁もしましたが、我々は一切財政負担を求めておらないので、その点を含めてこのルールも必要あるとすれば検討してみたいと思います。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） どうもありがとうございました。

次にお伺いします。豊川の河川改修について、私の思い違いもあったのかなということですが、いずれ基盤整備に対する事業予算の不足で、これはできないということですが、河川改修につきましては豊川の船橋まで改修計画が進みまして、あの水害で有名な船橋まではできるということは、これは地域住民の願望であったわけであります。

いずれ河川改修につきましては、先般の質問でも申し上げておりますけれども、下流は八郎潟の流入河川ということで船橋までと、上流は大沢から新薬のいわゆる集落から奥は佐々木知事さんが現地へ赴いたときにやっていただいて、一言でできたということで、言ってみれば中抜になっておるわけですよ。その中抜が今、基盤整備でやるということですので、その場合、基盤整備はやはり川の河川の関係に田んぼ持っている人は、地権者100人以上いると思うんですが、今回の基盤整備事業で、十五、六人のいわゆるその河川の側に田んぼを持っている人おります。いずれ造成するについては、田んぼの造成するについては、川側の方へ土を移動して、なるべくそれは、いわゆる田面を高くして造成すると思いますが、そういうようなことですが、いずれ河川そのものは狭いので、先ほど申し上げましたように降雨量70mmから80mmで溢水すると、いわゆる氾濫するという状態であります。いずれそのことについての河川の改修の計画はないということは私もわかっております。船橋までの河川改修については、多分今から15年前くらいに県の河川課と協議して、船橋まではやりましょうということで確か県の計画に載せていただいて、竜毛の上流から船橋まで到達するということまでできております。したがって、なぜ私がこういうことを言うかということ、河川については人家の被害はなくなったけれども農地被害は依然として残るわけで、やはり機会ですので、基盤整備事業でやりますと、減歩でもって土地を提供できるという利点もありますので、そういうことでできれば用地取得というものは簡単にできるのではないのかなということを考えておりました。つまり、そういうことですが、それもこれやはり県管理の河川ですので、県でやると言わなければやれないわけで、その点については市長にもその旨はお話した経緯がございますけれども、問題はそこまでいっていないということであれば仕方ない

のかなということなのですが、いずれ河川についてはこの後どういう形でやるのかは、もう全く見えません。たまたま説明会あったときに、地元でやはりこの河川、ちょっと直せないのかという要望があったときに、金がかかるから…。

○議長（千田正英） 19番さん、通告書にない関連質問は簡潔にお願いしたいと思います。

○19番（佐々木嘉一） それで、言ってみれば、まず部分改修、特に今回やはり基盤整備もやりますので、やはり溢水する、いわゆる水が上がる部分だけでも部分的にもやれないのかなということで再度お願いしてみたわけであります。これは要望ですので、答弁はいいりません。そういうことで、ひとつ、いずれそういう事情をお察し願いたいということでございますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 庁舎に関しての質問はよろしいですか。

○19番（佐々木嘉一） すみません。庁舎につきましては、先ほど来いろいろ答弁の中で、この後、議会ともいろいろご相談していただけたということがありましたので、一括した答弁の中で理解致しましたので、宜しく申し上げます。

どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって19番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

暫時休憩します。11時25分から再開します。

午前11時15分 休憩

.....
午前11時25分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

15番西村 武議員の発言を許します。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） ただいまより一般質問をさせていただきます。

傍聴人の皆様、今日は本当、御苦労さまでございました。

それでは、平成24年第3回定例会において一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

また、日頃、市政発展のためご努力をなされております市当局の御労苦に対しましても敬意と感謝を申し上げます。

さて、私は先に提出しておりました通告に従いまして、簡潔に順次質問致しますので、関係当局の誠意ある答弁を求めたいと思います。

その1点目と致しまして、生産環境の整備・点検について、（1）自治体が管理する

道路橋長寿命化の対策について伺いたいと思います。

平成21年に国の方針で社会資本の状態を定期的に点検し、異常が発生した場合、致命的欠陥となる前に速やかに対策を講ずることと示され、目的は社会資本のライフサイクルコスト、つまり生涯費用の縮減及び安全性の向上を目指すということで、本市も予算化され施工した経緯がございます。結果的に全国で約65万橋がございます。本市の場合も点検したその結果について伺います。

まず、1つ目と致しまして、自治体が管理する道路橋の数について、また、2点目と致しまして、結果的に異常が認められたその数について伺います。また、異常が発生した場合の対応策についても伺いたいと思います。

以上3点についてご所見を伺います。

次に、児童生徒の通学路確保と点検について、お尋ねをしたいと思います。

毎年のように集団登校の列に車が突っ込み、何の罪もない子供たちが犠牲となり、痛ましい事故が他府県で発生しております。本市の場合も集団登校を行っておりますが、地域によって、ほとんどが車道と歩道の併用であり、いつ事故が起きてもおかしくない状態であります。財政的問題もありましょうが、児童生徒を交通事故から守る意味からお伺いを致します。

1、通学路として利用している道路の点検、標識等の確認について、これは毎年行っているものかどうか、その辺のところを伺います。

また、2、通学路確保の考え方について伺いたいと思います。

以上2点についてご所見を伺います。

次に、本市児童のいじめ対策について、お尋ねを致します。

(1) 滋賀県大津市の中学校2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺したと見られる問題についての報道があつてから、連日のようにいじめ問題が新聞・テレビ等で報道されております。

先般、国会でも滋賀県大津市のいじめ問題が取り上げられておりました。

まず、一人で悩まず相談をとといういじめに悩む子供や保護者などの電話相談に年中無休で応じるため、文部科学省が設置している24時間いじめ相談ダイヤルへの相談件数が通常約2倍のペースで増加し、一日約92件もあり、平常時の約1カ月分の相談件数に当たると言われています。文科省もこうした事態を重く受けとめ、全国の公立小・中学校を対象に、いじめの有無や内容について調査する方針であります。

そもそも今回のいじめ問題は、他府県のことでもありますけれども、本市でも起こらないとも限らないので、いじめの未然防止とともに早期発見と最悪の事態を回避する取り組み等についてお伺いを致します。

1と致しまして、いじめの兆候が見られる子供の対応について。

また、2つ目と致しまして、実態調査を行っているものかどうか。

また、3つ目と致しまして、生徒指導専任制度の拡充について。

また、4つ目と致しまして、カウンセラー制度の対応はどのようになっておりますか。

また、5つ目と致しまして、人権の尊重、命の大切さを学ぶ教育の実施は行っているものかどうか。

以上5点について伺いを致します。

私は、常々いじめのない、児童生徒が生き生きした明るく楽しく学ぶことのできる環境をつくるのは、我々大人の責任と強く思い、質問させていただきました。教育長のご所見を伺います。

まず1回目の質問を終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 15番西村 武議員の一般質問の1つ目「生活環境の整備・点検について」の1点目「自治体が管理する道路橋長寿命化の対策」について、お答えを致します。

1点目の本市が管理する道路橋の数についてお答えを致します。

本市が管理する道路橋の数は、平成24年8月現在で164橋となっております。そのうち162橋について橋梁長寿命化点検を実施しております。修繕計画を作成しております。残りの2橋は平成22年度末に新たに橋梁認定したもので、点検からは外しております。

2点目の点検した結果、異常が認められた数についてお答えを致します。

国土交通省の点検要領に基づき、平成21年度と22年度の2カ年にわたり点検を実施した結果、緊急に補修が必要とされる橋梁はございませんでした。

なお、市では各橋梁の点検結果を基に優先順位を判定し、修繕計画を作成しておりますので、今後は本計画に沿って補修等を実施してまいりたいと考えております。事業1年目の本年度は4橋の補修を実施し、来年以降も継続していくこととしておりますので、宜しく願い致します。

3点目の異常が発生した場合の対応策についてお答えを致します。

修繕計画は、おおむね5年を目処に見直すこととされておりますが、異常気象時の点検や日常点検で損傷部の進行が認められる場合等につきましては、修繕計画にとらわれることなく、通行規制とあわせ専門的な点検業務を行い、修繕等を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） それでは、2点目の「児童生徒の通学路確保と点検」について、お答え致します。

質問の1点目、通学路として利用している道路の点検・標識等の確認についてお答え致します。

通学路の点検については、教職員及び各校に配置しております安全サポート員が定期的に歩いて確認を行っているほか、スクールガードや地域の方々からの情報により、随時の点検も行っております。

今年度に入り、通学路の交通安全を脅かす重大な交通事故が続発していることを受けまして、文部科学省、国土交通省及び警視庁より、通学路の安全確保に向けた緊急の合同点検を実施するよう通知が出されました。本通知を受けまして、本市でもあらかじめ各学校が点検を実施し、抽出した危険箇所について、7月から8月にかけて警察、道路管理者及び学校関係者等と連携を図り、通学路の合同点検を実施致しました。その結果、安全性の確保のためには、横断歩道の設置、信号機の設置、スクールゾーンの時間帯規制、路側帯の設置、通学方法の変更などの対策の必要性が挙げられました。

現在、教育委員会及び関係機関では、対策の実施に向けて検討を進めているところで

す。

続いて、質問の2点目、通学路確保の考え方について、お答え致します。

通学路を指定するに当たり、「できるだけ歩車道の区別がある」、「歩車道の区別がない場合は、交通量が少ない」などの条件を勘案し、児童生徒の安全確保を図るようにしております。これまでも、こうした条件を満たさない通学路では、スクールガード・リーダーや安全サポート員を配置したり、児童に通学路安全マップを作成させる安全教育を取り入れるなど、危険を予測し、自らの命を守る能力の育成に努めております。

この度の合同点検においても道路管理者による具体的な対策のほか、学校関係者とは「危険箇所、教職員の実地の指導を再度行う」、「通学道路を児童生徒に再度周知し確認する」などの交通安全指導の充実を図ることにしております。

今後も、学校、警察との連携を強化し、地域住民の皆様からも情報をいただきながら、通学路における児童生徒の安全確保に努めてまいります。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） それでは、2つ目「本市児童生徒のいじめ対応」についてお答えを申し上げます。

先ほど15番西村議員さんが申されました連日のように報道されているということに関しては、委員会としても本当に重く受けとめているところでございます。

5項目ありますので、順次お話をしたいと思います。

まず、質問の1点目、いじめの兆候が見られる子供の対応についてお答えします。

各学校では、「いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得るものである」という基本認識のもと、早期発見・早期対応のため、定期的なアンケート調査や児童生徒との面談を実施しているところでございます。

このようにいじめの事実を確認した場合、学校では、いじめた児童生徒及びいじめられた児童生徒の両方の保護者に速やかに連絡をし、連携を密にして解決に向けた対応をしているところでございます。

具体的な対応として、1つ目、いじめは絶対に許さない、2つ目、弱い者をいじめることは人間として許さない、3つ目、いじめられている側に立ち、最後まで守り抜くという基本方針のもと、学校では毅然とした指導を行うとともに解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて指導を行うようにしております。

質問の2点目、実態調査を行っているのかについてお答えします。

全ての学校において、いじめの実態把握のためのアンケート調査を実施しております。実施回数は、少なくとも年2、3回で、半数以上の学校が4回以上の実施となっております。アンケート方法は、記名式と無記名式がございますが、深刻ないじめほど被害者が事実を他人に言えない方法や内容で行われることが多いことから、記名式は被害者が答えにくい事実を把握できにくい方法であります。各学校では、今後、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取り組みを行い、その成果を評価して改善するために無記名式アンケートの回数を増やしていく予定でございます。

質問の3点目、生徒指導専任制度の拡充についてお答えします。

本市では、中学校3校において、生徒支援加配措置により1名の教員を配置しており

ます。本加配措置は、いじめに限らず、不登校、暴力行為、授業妨害など、問題行動が顕著に見られる学校で、特にきめ細かな指導が必要とされる学校に特別な指導を行うための教員を加配するというものでございます。各学校では加配教員を有効に活用し、問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に実効性のある取り組みを進めているところでございます。

質問の4点目、カウンセラー制度の対応についてお答えします。

本市では、いじめ・不登校問題等対策事業の一環として、スクールカウンセラーが中学校3校に4名配置されております。年間で1人当たり115時間のカウンセリングに当たっております。

スクールカウンセラー等の職務は、児童生徒へのカウンセリングのほか、カウンセリングに関する教職員や保護者への指導・助言、情報提供などであり、中学校への配置ではありますが、希望があれば近隣の小学校でのカウンセリングも実施しております。

質問の5点目、人権の尊重、命の大切さを学ぶ教育実施についてお答えします。

いじめの問題への取り組みの中心は、未然防止であり、いじめを起こさない児童生徒を育てることが基本でございます。教育委員会では、市校長会や教職員研修会などを通して、学校での取り組みが充実するように指導や情報提供を行っているところでございます。各学校では、一人一人の居場所のある学級経営や授業を通じた良好な人間関係づくり、道徳の時間の授業での生命や人権を大切にす指導の充実など、いじめを起こさない児童生徒を育てる授業等の改善に努めているところでございます。

今年度、天王南中学校区では、生命尊重を中心とした道徳教育を「いのちの教育」として推進し、家庭や地域と連携して命の大切さについて認識を深める「いのちの教育あったかエリア事業」を実施しております。今後は、本事業で得られた成果を市全体で共有し、指導の充実に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 15番、再質問ありますか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） それでは、生活環境の整備・点検等について、これは1番からま
ず3番まで一括して質問させていただきます。

まず今回、市が管理している道路橋というのは164橋ございますということで、緊急を要するようなそういう危険なところはないということでございました。今回まず市の方もよく対応しておりまして、4カ所、これを補強か補修、そういうもので対応すると

いうご答弁をいただきました。そういう中で、今後もこれはやはり耐用年数等もございますので、定期的にその点検などを行って国の方に申請していくものかどうかですね、その辺のところをもう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 西村議員にお答えを致します。

今回は4カ所の点検を行うということで予算計上しております。来年以降につきましても、来年は5カ所ぐらいということで、年次的には順序がありまして、必要な順序というのが決められております。その順序に従った形で、悪い箇所から順次ずっとやっていくということでございます。

その中で、突発的な災害等があった場合に、その橋が通行できなくなるとか、その危険性が出た場合については、それは繰り上げして行っていくということでございます。今後5年間に、この点検というものを調査を行って行って、その順位の変動については調査をしていくということでございますので、最初に決めた順位がそのままというものでなくて、やはりその危険性がある順序にそれを変えていくというのを今後5年間進めていながら点検をしていきたいということでございますので、どうか宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） まず1点目の1、2、3につきましては、今、部長の答弁でよくわかりましたので、是非ともひとつそのように進めていただきたいと思います。

次に、この通学路の利用ですね、この点検・標識等の確認ということで、先ほど答弁をいただきました。まずこれは、毎年その危険箇所の対応をしていると、点検をしているというご答弁でございます。

しかしながら、結構私もよく集団登校について歩いてみますと、道路標示、例えば一時止まれ、あるいは標識、こういうものが倒れかかったものも結構ありますので、いま一度点検、そういうものを7月・8月にこの合同点検をしたようでございますけれども、そういうものがありますので、もう一度しっかりと確認をしていただきたいと思います。このことについてもう一度答弁をいただきます。

○議長（千田正英） 鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） ただいまご指摘いただきましたとおり、1回の点検ですべて網羅できるわけではありませんので、これをやはり定期的にやっていきたいと思っております。

その都度地域の方々から情報をいただきながら、状況が変わってきますので、そのようなことのないように学校、あるいは地域、あるいは警察の方の協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 1点につきましては、そのように是非とも進めていただきたいと思います。

そして、通学路の確保の考え方については、これはまず私の住んでいるところは、これは天王小・中学校の学区内でございますけれども、特に湖岸地区ですけれども、これは道路の幅員が非常に狭く、いつも危険なそういう思いをしてその集団登校をしております。ですから、やはり行政も、例えば今回も、これは偶然ですけれども議会の方にも要望書が出ていますけれども、40カ所ぐらいありますけれども、実際そういうところが多々ありますので、これは直ちにそれを改善するといったって予算のこともありますので、できればそういうところにも行政は目を向けまして改善していくという方法が必要だと私は思います。

そこで、まず今回、市長から通学路の確保の考え方について、一言もしできればお願いしたいと。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 通学路の確保については、これは古くて新しい問題だと認識しています。要望もたくさんありますし、それを一挙に解決すると、膨大な土地・用地の買収も必要になってきますし、財源的にもということで、いつも逃げているような感じがします。ですが、やはり児童生徒の安全、昨今のように車が突っ込むというようなことを見ると、他人事ではないという感じを持っておりますので、教育委員会、あるいは警察等々と協議をしながら、1つでも2つでも確保できるような、それこそ前向きに検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 是非ともひとつ市長、今後の行政課題としてひとつ考えていただきたいと思います。

次にですけれども、児童生徒のいじめ対策について、これはいじめの兆候が見られるものについては、定期的にアンケート調査などを行っていて、いじめは絶対許さないと、そういう強い意志のもとで進めているというご答弁ですので、是非ともそのようにして

いただきたいと思います。

2つ目ですけれども、実態調査、これは平均、まずその学校によって違いますけれども、2、3回はやっていますと。必要によっては4回も5回もやっているところもあるということでございますので、ひとつ今後ともそのように一つ実施していただきたいと思います。

3つ目の生徒指導専任制度の拡充については、これは各学校に1名ずついるということなんでしょうか。それで、現行の体制でよいのかどうか、その辺のところをひとつお答えをいただきたいと思います。

また、4番目のカウンセラーの対応、これみんな似ています。これ一括で4つで伺います。これもカウンセラー制度の対応は、現行の体制でよいのか。この4つを一括してご答弁をいただきます。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） まず、アンケート調査の結果等々のお話ですが、調査についてはもう少しわかりやすく申し上げます。ただ、学校名とか、それを言うわけにはいかなないので、その点についてはご理解願いたいと思います。

まず小学校で11件あります。そのうち、いじめと言われても大きなとらえ方でなくて、認知した件数として、そして解決しているというのが11件ありますが、その内容のほとんどが冷やかし、からかい、悪口やおびやかしの文句、嫌なことを言われる、この点のところほとんどです。言葉尻なので、子供たちはちょっとしたことでまたそういうことは注意すると直っていくよということもありますので、大きな心配のあるいじめということではなくて、そのようなところでまずやっています。

中学校はございません。小学校のみです。一応そういうことでご理解願いたいと思います。

それから、生徒指導の専任制の拡充でございますが、加配としているのが中学校に3名おります。1中学校に1名ずつ。この方々が小学校と連携して支援をしているということでございます。そういうことで、いろんな未然防止につなげていくということでございますので、ひとつ、今朝あたりの新聞を見ると、政府はもう少しというようなこともありました。流動的なところもありますが、一応まず今の現行ではそういう形で対応するというところでございます。

それから、カウンセラーのことでございますが、この制度もいろんないわゆる我々は

セーフティーネットとしてとらえているわけですが、何とか食い止めるということの意味で考えています。カウンセラーといっても、例えば不登校とか、あるいはキレるとか、いろんないじめばかりでなくて、いろんなそれに対応していくカウンセラーというものもまた出てきます。そういうことで、ちょっとカウンセラーの制度上からいくと、いろんなことをやっているということをお伝えしながら、この制度をこの後も小学校も含めて中学校に4名おります。羽城中学校が2名と、あとの中学校2つが1名ずつおりますから、それをいろいろな角度で連携をとってやっている。これは小学校までやっているということでございます。そういうことでは、いわゆる指導する、適応能力のあるように指導していくというんですか、子供たちをそういうふうに行っているということでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 3番、4番の指導専任制度、あるいはカウンセラー制度につきましては、これは現行でまず頑張ってやっていくということなので、是非ともひとついじめのないように、そのように対応していただきたいと思います。

最後の5番目ですけれども、これは授業、この命の大切さを学ぶ教育実施は、授業などでも指導しているということなので、是非とも今後ともそのように進めていただきたいと思います。

以上をもちまして終わります。

○議長（千田正英） これをもって15番西村 武議員の質問を終わります。

（「議長、動議。」の声あり）

○議長（千田正英） はい。

○10番（佐藤義久） 私、動議、今、西村議員が質問しておりましたけれども、議運の委員長でありまして、質問のイロハを示しております。それを自ら破るようなことはあってはならないと思いますので、厳重に注意をお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 了解致しました。一問一答方式を遵守するように今後注意しますので、宜しくお願いします。

昼食のため、暫時休憩します。再開は1時30分から再開致します。

午前11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

佐藤 昇議員の発言を許します。13番佐藤 昇議員。

○13番（佐藤 昇） 傍聴者の皆さん、午後からもどうぞ御苦労さんです。

この度の一般質問にあたりまして、同僚の皆さん、そして当局のご理解を得まして、一般質問させてもらうことに感謝を申し上げます。

私の質問は2点でございます。

まず1点目から順を追って質問をさせていただきます。

脱原発と潟上市の省エネ対策について。

1、忘れもしない平成23年3月11日、東日本大震災による被害と原発事故の惨状は、いまだに忘れがたく、復旧・復興には長い年月を要することは誰しもが認めるところであります。

ノーベル賞作家の大江健三郎氏らの著名なグループが全原発廃止法制定を目指しました。「次の世紀に人間が生きることを障害しないためには、原発をやめなければいけない、市民が大きな声を出せば法が成立する」と述べている。これが大きな輪となり、成立することに私も賛同する一人であります。

日本は世界で唯一の被爆国であり、その犠牲になった国であります。このことについて市民の民生安定を司る市長のご所見をお伺い致します。

さて、この度、市長の行政報告でも挙げておりますが、秋田県内第1号として潟上市内の県有地に大規模太陽光発電所（メガソーラー）を設置するとのこと。誠に意義深い事業であり、本市としても導入の推進、支援体制であるとのこと。本市発展の原動力となる事業であり、成功を祈っておりますが、具体的に本市に何がメリットになるかを説明をお伺いします。

2つ目、これからは安心・安全・安定な電力供給するには、相当なコストがかかると思われる。それが電気料の値上げとなるかもしれません。大事なことは、節電と省エネ対策に努めることが肝要であります。既にLED電球等、民間でも実施されております。また、行政サイドでは、秋田市で街灯2万8,000灯余りLED電球に切り替え更新中であり、それによる電力料金は2分の1と推定していると聞いております。本市も街灯補助金は多額となっております。本市の行政改革の一つと思われる省エネ対策について、方策の一端をお伺いします。

ということで、1つ目は脱原発のご所見について、2つ目はメガソーラー設置、潟上市のメリットについて、本市における節電・省エネ対策についてご答弁を求めるものでございます。

次に、2点目、農業振興、J A秋田みなみの土地利用集積事業について。

本市の基幹産業である農・漁業振興につきましては、鋭意全般にわたり行政運営をし、不断の努力をされておると推察致しております。

過日4月3日の爆弾低気圧による大被害に対し、当局、関係団体・機関等の迅速な対応により、かつ支援体制を確立しており、被害農・漁業者にとっては大変物心両面の支援を受け、経営を持続しておる現状であり、対応に対し敬意を表しております。

市長のこの度の行政報告にも記されておるとおり、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など課題山積しております。本市におかれましては、新規就農者支援対策など行政サイドで諸施策を実施されておるものの、高齢化の進行が早く、離農状態を余儀なくされ、危険信号が点滅されておる現況下にあります。

過日、J A秋田みなみ総代会において、農地利用集積円滑化事業の設定が上程され、承認・可決されました。規定20条からなる内容であります農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号）の規定に基づき、男鹿市及び潟上において作成された構想に即してこの事業を行うとしております。主な事業は、①農地所有者代理事業、②農地売買等事業であります。潟上市では8月7日、承認したと聞いております。J Aでは承認されたものの、これから関係機関と協議をし、この事業を推進し、軌道に乗せたいとしております。行政当局、農業委員会とは密接な協議がされたと思われまます。これに対するご所見をお伺いします。

人・農地プランを市町村では独自に策定すると義務づけられておるものとしております。当局としては、どのような対応を検討しておるものかお伺いします。

持続可能な農業方策に期待をしておるものであります。これに対する1つ目のJ Aの農地利用集積化事業承認の見解について、2点目、市による人・農地プランの方策について質問を致します。

宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 13番佐藤 昇議員の一般質問の1つ目「脱原発と潟上市の省エネ対策について」の1点目は私から、2点目と3点目は市民生活部長から、2つ目「農業振

興について」は産業建設部長からお答えを致します。

ご質問の1点目、脱原発に対する市長の所見についてお答え致します。

原子力政策に関しては国の政策によるため、市長としての答弁は差し控えたいと存じますが、原子力に依存しない安全なエネルギーへの転換を図ることが可能で、それで電力供給が賄えるのであれば、13番佐藤議員と同様に早急に実現していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは、一般質問の1つ目の2点目、3点目についてお答え致します。

ご質問の2点目、メガソーラー設置に関する市へのメリットでございますが、旧秋田県有地へのメガソーラーを設置する事業者については、新聞報道にもありましたように、潟上市内の事業者も中心となっておりますので、設置工事にかかわる経済的効果のほか、設置後の視察研修者の受け入れや自然エネルギーに関する学習機会の提供などが可能になるものと考えております。

また、メガソーラー設置の県内第1号として潟上市が選ばれたことにより、再生可能エネルギーに関するイメージアップには大きく貢献するものと考えております。

次に、ご質問の3点目ですが、節電・省エネ対策につきましては、庁舎内取り組みとして事務室内照明の日照に応じた減灯、未使用エリアの消灯の徹底や昼休みの消灯、パソコンの節電設定やこまめな電源オフ、コピー機の使用制限等、その他の機器にかかわる省エネルギー対策及びノー残業デー、これは毎週金曜日ですが、この実施など、全職員一丸となって省エネルギー対策に取り組んでおります。

次に、防犯灯へのLED電球の設置につきましては、23年度末において132基設置しております。24年度は、7月時点ではありますが101基設置しており、合計で233基となっております。

使用電力量の削減だけでなく電気料金の削減につながることから、設置箇所の状況を勘案し、損傷した灯具交換についてはLEDの設置に取り組んでまいります。

また、今年度着手しておりますクリーンセンター基幹改良工事につきましても使用電力量を削減するための工事であることから、25年度完成後の稼働時にはその成果は得られると考えております。

さらに、今年度実施する再生可能エネルギー導入推進臨時対策基金事業におきましては、従来の電力に頼らない防災設備設置を計画しております。

今後も温室効果ガスの排出が抑制された環境負荷の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、市民生活部長が答弁しましたが、ちょっと補足させていただきます。

このメガソーラーについての利点といいますかメリットについては、額はこれからの計算になりますが、施設分として固定資産税も入ることになります。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 一般質問の2つ目「農業振興」についての1点目、JAの農地利用集積化事業承認の見解についてお答えを致します。

農地の利用集積につきましては、担い手の確保・育成対策の一つであり、国の規模拡大加算交付金の対象となる利用権設定に加え、県単独で農作業受委託や所有権移転に対する支援も行いながら農地の効率的利用を加速的に推進し、農作業の効率化を図るものでございます。

この度、JA秋田みなみが農地利用集積円滑化団体として潟上市から承認を受けたことにより、農地所有者を代理して利用調整活動を行うため、出し手農家が自ら契約相手を探す必要はなく、安心して農地を託すことができます。

また、意欲のある受け手農家にとっては、多数の出し手農家と個別に交渉する必要がないため、時間を費やすことなく、効率的にまとまった農地を引き受けることができるなどのメリットがございます。

このようなことから、農家と身近な関係にあるJA秋田みなみが農地利用集積円滑化団体として最適だと期待しております。事業の推進にあたっては、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

2点目の、市による人・農地プランの方策についてお答えを致します。

「人・農地プラン」につきましては、市長が行政報告で申し上げておりますように、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するため、今後2年間ほどですべての市町村で策定する農業の「未来の設計図」でございます。

内容につきましては、未来の中心となる農業者の設定や、その農業者へどのように農地を集積するのかなどを地域の話し合いで決定するものでございます。

この「人・農地プラン」に位置づけられることにより、45歳未満で独立・自営就農する方は青年就農給付金の対象となります。農地を提供する方には、農地集積協力が交付されることとなっております。また、スーパーL資金が5年間無利子化されるといった支援も受けることができることとなっております。

本市においては、飯田川地区をモデル地区に設定し、現在、策定作業を進めているところでございます。この後、説明会や検討委員会を重ねるとともに、青年就農給付金の対象となっている地域を優先に策定する予定となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（千田正英） 13番、再質問ありますか。はい、13番。

○13番（佐藤 昇） 1点目の脱原発問題でございませう。

市長からは、今、市長はいろいろな行政上の立場から具体的に申し上げるということではなかなかできないと思っておりますが、思いは共通するものがあるという答弁でございませう。

今、皆さんご承知のように国会周辺で何万、何十万人という規模で毎回抗議デモ等が実施されておまして、これが徐々に国民の中に広がってくると思っておりますし、近いうちの総選挙でも、このことが大きな議論になろうかと思っております。

いずれこのことは他人事ではなく、脱原発を図らなければいけないと思っております。日本では長崎、広島に投下されたプルトニウムが60tあるということでございませう、他人事でないことではございませうので、いずれ市民の間にもこのような運動が広がった際は、行政の方でも十分な対応を期待するというように考えておるところでございませう。

このことに対する答弁は必要でございませう。

さて、節電・省エネの件ですが、メガソーラーのメリットについては、先ほど市長からも固定資産税が入るといったことが言われておまして、新聞等によりますと本市の潟上の業者が入ると、事業者になるということでございませうので、それ相当のいわゆる波及効果があるということでございませうので、市民の一人としてこのことに対してできる限り地域ぐるみで協力体制、支援体制を敷いた方がいいなという感じを致しております。

さて、省エネの件でございませうが、秋田市の例を一つの引用を致しましたが、潟上市

でも相当な街灯等々この設備があるわけですが、例を挙げますと、農村公園など街灯が数多くあるわけです。あの当時から今、時代は変わりました、もう見ていると、夜になって、朝までいわゆる電灯が点いておると、必要でないところもあるなということが随所に散見されておりますので、こういう機会に省エネを考えた場合、これらの施設設備の総点検をやはりこの機会に図って、必要なものは避難待避所だとすれば、それはきちっと対応していかなければならないわけですが、必要でないものは撤去するというような総点検をする必要があると思っておりますので、当局におかれましてはその点についてひとつ今後、きめ細やかな対応策というものを考えておるものか、この点についてもう一度ご答弁を願いたいと思います。

○議長（千田正英） 当局の答弁、根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 13番佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

省エネ対策の件であります、農村公園の例を挙げてもらって、夜から朝まで街灯が点いているということですが、これはやはり防犯上どうしても必要な箇所と、そのように私どもは認識して、やはりそういう暗いところには防犯灯という考えでもってつけていると、そういう解釈をしております。ただ、総点検は当然やりたいと思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（千田正英） 13番、再質問ありますか。はい、13番。

○13番（佐藤 昇） もう少し具体的に言いますけれども、街灯においても昼、日中に点いておるとところが散見されますので、そのようなことも含めて総点検という意味でございます。どうですか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 当然、昼点いているところは点検して手直しをするというようにしたいと思っておりますので、宜しくお願ひします。

○議長（千田正英） 13番、再質問ありますか。

○13番（佐藤 昇） もう一点だけ、民間でもいわゆる省エネ、節電を含めたことで太陽光のいわゆるものを家の屋根の上いわゆる設置する、あるいはまた、私ども花卉農家にとりましても、今、省エネということでLED電球を我々も取り入れて、大体電力量は3分の1程度になります。したがって、それに連動して2分の1程度の電気料で賄えるということで、これらを行政サイドでも、でき得る限りPRしながら、公的な機関でも、あるいは民間にもこれを奨励していくべきではないかと思ひますし、それに対す

る何らかのそのメリット対策、国によるそのエコライフ等みたいなものがあれば引き出してですね潟上市の省エネ・節電対策に努めてもらいたいということを再三申し上げて、この件は質問を終わります。

- 議長（千田正英） 農業振興についてはよろしいですか。2番の農業振興についての。
- 13番（佐藤 昇） 次に、農業振興について申し上げますが、度々このことについて私も質問しておりますし、同僚議員も、この後継者対策については、もう深刻に考えておりますし、皆さんご承知のように優良農地と思われるところに不耕起地が点在しまして、周囲が大変病害虫に、多大な迷惑をかけておるという現状でございます。山間部はじめ立地条件の悪いところから、それが徐々に大きく広がっておるといような現状でございます。

これに対して行政当局も苦慮しながら対応はしておるものの、なかなか成果が出ないというところに、この農地法の一部改正が平成21年になされたということの中で、この事業、円滑化事業が承認されたということで、これは軌道に乗ると画期的なことだと私は考えております。若い頃から、いずれはこの農協が将来の農業の中核の事業が推進しなければ、もたないなということが現実的になったわけでございます。

さて、通告書にも挙げているように、この間、私も天王地区の総代会の際、組合長ともこのことを議論しました。結果的には、まずこの事業を承認してもらおうと。しかし、その方策についてはこれからだと。先が見えないところがあるけれども、まずこの事業を推進しなければならないということで、行政当局とも十分、関係機関とも十分協議をしながら進めていきたいと思っておるとい話でした。

そこで、J A秋田みなみにおいては、これからいろいろ、もう既にこの事業の効力は、承認された8月7日から効力が発生しておりまして進められると思うのですが、本市におかれましてはJ A秋田みなみとJ A湖東と2つ農協あります。それで、湖東農協の組合はまだこの事業の承認を得ていないということでございまして、この事業を進めるときにJ A湖東のいわゆる承認というものが欠かせない要素になってくるということでございます。この件について、どのような対応をするのかということをお尋ねをしたいと思っております。私はJ A秋田みなみの組合員でございまして、J A湖東にどうかこうとかと申す立場ではございませんので、しかし、行政サイドはこの事業を進める際は欠かせない要素になってきますので、この点についての対応を、共通課題として取り上げていかなければならないのではないかと考えております。

それから、この件についてもう一点問題になるのは…。

○議長（千田正英） 一問一答方式ですので、このJ A湖東の取り組み方についての答弁をいただきます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 13番佐藤議員にお答えを致します。

この度はJ A秋田みなみが承認を得たということでございますけれども、今現在、潟上市とJ A秋田みなみがこうなっている状況でございます。それで、湖東農協につきましては、現在まだなっていないわけですが、今現在検討をしているという状況でございます。やはり今回のこの事業につきましては、あくまでも2つの事業、佐藤議員が申されました農地所有者代理事業というのが白紙委任で行う事業ということで、これで行いますと、行った方については1反歩2万円という補助がいくということで、大変有利なわけです。

もう一つの農地の転売等事業につきましては、例えば農協の方がそれを受けて、それをまたほかの方に貸すという、それから売るという状況になりますので、そういう場合になった場合には、やはりどうしても農協の手だてが必要だということになってきます。そういうことを踏まえたときに、やはり今後、J A湖東農協もそういう方向に進んでいただきたいということで、今現在検討をしているということでございますので、どうか宜しくお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 13番、再質問ありますか。はい、13番。

○13番（佐藤 昇） この件はよく今、部長の答弁で理解できました。

それからもう一点は、人・農地プランでございます。今、検討中、説明をこれから関係者にすることですので、具体的には私ども産業建設常任委員会もありますので、微に入り細に入りとは申し上げませんが、以前から申し上げているように、今、一つの例えば行政サイド、あるいは一つの農協、一つの土地改良だけで農業問題は解決できるような状態ではございません。すべて絡み合っている事項が多くあるということでございまして、3月議会にも市長に要望しておりましたが、これらの問題を解決するためには関係団体・関係機関が、一つの例をとれば総合発展計画の構成メンバーのようなことを参考にして、そのような組織の立ち上げをしながら強力で持続的に進めていくということが大変大事だと私は思っております。この点については是非今後の方策の中で取り入れてもらいたいと、そうでないと課が変わったり人が変わったりすると、なかなかその、また元の状態に戻ったりするようなことが過去にありましたので、この

ことをひとつ市長からひとつどうか前向きなご答弁を伺いたいと思うのですが、どうかひとつ宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今の13番さんの質問にお答えしますが、必要性は十分必要だと今感じました。もう一回事務的なサイドで検討を加えながら、13番さんのご提案について前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（千田正英） 13番。

○13番（佐藤 昇） 以上で質問を終わります。

○議長（千田正英） これをもって13番佐藤 昇議員の質問を終わります。

次に、4番藤原幸作議員の発言を許します。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） この度の定例会におきまして一般質問の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。

今日の5番目でございます。大変お疲れのことと思いますが、宜しくお願い申し上げます。

私からは大きな項目としまして1、大久保駅改築事業について、2つ目、認定こども園について、3つ目、庁舎基本設計について、4つ目、教育問題についてでございますが、3つ目の庁舎のプロポーザル問題につきましては、19番佐々木議員の方からもご質問がございましたので、いわゆる重複する面につきましてはカットして結構でございます。

それから、4番目の教育問題については、15番西村議員の質問もございましたので、あわせてこれも重複するところにつきましては、割愛して結構でございますので、あらかじめ申し上げておきたいと思っております。

私は、1番の大久保駅と2の認定こども園をこの度質問するということは、いわゆる本年6月に合併特例債の延長法が可決されました。いわゆる5年延びたわけでございますが、今までの事業というのは26年度、いわゆる最終年度までにやる計画、主要事業を立てておるわけでございますが、5年延長になりまして、いわゆる市としましても財政計画を見直ししているんじゃないかというような立場からもこの質問を取り上げるということでご理解賜りたいと思っております。

1つ目の大久保駅改築事業についてであります。

旧天洋跡地の踏切、道路とも若干関係することではありますが、大久保駅の改築につい

ては昭和町からの懸案事業として合併に持ち越しになり、合併特例債の対象としたもの
と思います。大久保駅周辺では、駅前の市所有地に通勤の車50台ぐらいが置かれており、
一般の人たちが利用する余地はない状態であります。小公園も市の所有と存じますが、
あわせてどのように使用管理しているのか、小公園をどうするのか等の検討を要すると
ころであります。

西側の昭和ローズタウン前の飯田川へ通ずる道路沿いに舗装区画された市の駐車場15
台分がありますが、使用されておられません。東西を結ぶ通路、駐車場などの環境整備な
どによって利便性が一段と高まるものと存じます。大久保駅を改築する場合は、地域活
性化にどのような役割を果たすのか、市のリサーチと関係者との協議によって地域振興
に資するようにはしてほしいものであります。

モータリゼーション時代であっても駅はまちの玄関、顔であります。いかに活用する
かは、まちづくりに大きな影響を及ぼすものと思います。市長から3項目について所信
をお伺いします。

1つ、大久保駅舎、駐車場などの周辺環境を地域活性化の視点で、どのようにとらえ
ておりますか。

2つ目、主要事業計画の平成26年度事業費5,000万円の積算内容は、どのようになっ
ておりますか。

3つ目、東西を結ぶ通路を含めた大久保駅の改築について、どのように考えておりま
すか。

項目の2つ目、認定こども園（仮称）についてであります。これは仮称というよりも、
先日の国会でもって決定したので「仮称」は取った方がいいんじゃないかと思いき
ども、一応、仮称についてであります。

三つ子の魂百まで、人生は砂場で決まるという言葉もありますように、就学前の保育
教育は人格形成に大きな影響を与えていると言われていて。とりわけ少子高齢化社会にあっ
ては、一段と重要性が増しているものと認識しております。

潟上市は、いち早くこれに対応して2009年（平成21年）4月、潟上市幼保一体化施設
基本計画（認定こども園）を策定しております。政府も8月10日に成立した税と社会保
障の一体改革関連法において、認定こども園は二重行政を解消して内閣府に一元化して
現役世代支援の目玉政策の一つとしております。

市の基本計画も前期計画の追分認定こども園、中期計画の出戸認定こども園も整備さ

れた。これからの計画は、中期計画の昭和認定こども園、昭和中央・昭和東・昭和西の3保育園と後期計画の天王認定こども園、二田湖岸の2保育園、天王幼稚園であります。この2つの認定こども園は2011年（平成23年）3月策定した潟上市総合発展計画において、2013年（平成25年）から2015年（平成27年）までに整備することになっている。自主財源である合併特例債の10年期間と整合されたものと思いますが、合併特例債の延長と財政上の見地からお尋ねするものであります。

また、昭和認定こども園は昭和庁舎の跡地利用案もあったようですが、本年5月29日に提出された潟上市現庁舎利活用に関する報告書によると対象外となっておりますことから、今後どう対処していくのか問うものであります。

市長から3項目について所信をお伺いします。

1つ、潟上市幼保一体施設基本計画認定こども園策定時と現環境の変化について、どのようにとらえておりますか。

2つ目、中期計画の昭和認定こども園（仮称）の建設計画は、どのようになりますか。

3つ目、後期計画の天王認定こども園（仮称）の建設計画は、いつ頃になりますか。

3つ目、庁舎基本設計についてであります。

地方自治法第234条に契約の締結は一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの4つの方法が定められている。同条2項では、一般競争入札が原則と規定されております。

従来、入札は価格基準によって推移してきたところではありますが、談合防止と社会的価値基準が変わり、総合評価や自治体の政策入札も重要視されるようになってきた。この度のプロポーザル方式やコンペ方式などは、1999年（平成11年）2月の地方自治法施行令改正によって実施されるようになった。地方自治法、会計法、国に準拠であります。の主意にある一般競争入札の原則及び2001年（平成13年）2月から施行されている公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律、いわゆる入札契約適正化法に透明性の確保、公平な競争の促進、不正行為の排除、公共工事の適正な施工の確保の4基本事項を関係者は常に遵守することを念頭に置いて事業執行しているものと信じております。

入札契約適正化法では、情報公開を義務づけしており、契約行為を市民に公開することは当然であります。地方自治法施行令において学識者の意見を聞き、長が決定することが定められておることから、職員の参画については一考を要するところであり、今後の課題であります。地域の大事業である庁舎建設に係る契約基本設計について、6項目

にわたって市長の所信をお伺いします。

1つ、プロポーザル、落札者決定基準を、いつどのような内容で定めておりますか。

2つ目、新庁舎基本設計プロポーザル審査委員会に提示した潟上市の総合評価、政策基準はどのようなものですか。また、動線についてどのような提示をしておりますか。

3つ目、新庁舎基本設計プロポーザル審査委員の氏名と専門分野及び正副委員長は。

4つ目、プロポーザル審査委員会の議事録作成と情報公開は、どのようになりますか。

5つ目、選定した有限会社村田弘建築設計事務所のプロポーザル委員会で評価された主たるものは何ですか。また、創造力・技術力を発揮した庁舎等の実績はありますか。

6つ目、選定業者以外の指名業者名と主な提案内容はどのようになっていますか。

最後の教育問題、4つ目でございますが、先月8月8日、文部科学省秋田県教育委員会は、本年4月17日に抽出方式で選ばれた小学校6年と中学校3年を対象とした全国学力・学習状況調査（学力テスト）の結果を公表した。

秋田県は全校が参加したものであるが、公表は抽出事項のみとなっている。それによると、県内の正答率は、小学校が国語、算数、理科の全科目で全国1位、中学校は数学、国語はともに1位、数学B 2位、理科4位と全国トップクラスとなった。この成果は生徒の学習姿勢、学校現場の指導、教育委員会の学校環境の整備と指導、家庭学習環境の醸成等々の賜物であり、秋田県は負の数値が多い中で学力テストが全国トップであることに対し、関係者に深く敬意を表します。

テストはいたずらに比較するというより、成果を分析して次の教育に生かすという原点を忘れてはならないと存じます。学力テストにかかわる3間について、教育長の所信を伺います。

1つ、全国学力・学習状況調査における潟上市の抽出校は、どのようになっていますか。

2つ目、公表された学力テスト結果と潟上市各校の状況を、どのようにとらえておりますか。

3つ目、潟上市教育委員会は、調査結果に基づき、改善策をどのように考えておりますか。

次に、大津市立中学校で昨年10月、2年男子生徒がいじめによる自殺をするという誠に痛ましい事故が発生した。教育委員会の対応悪化によって訴訟で社会問題化し、大きく報道されてきている。教育委員会制度については、国の行政改革の検討課題であった

が、この度の大津市の事件を契機に、知事、市長などから制度改廃の意見が数多く出されている現況にあります。潟上市教育委員会は、組織として迅速・的確な管理運営が取れるよう、組織整備に万全を期しておくよう望みます。いじめにかかわる3間について、教育長の所信をお伺いします。

4、児童生徒アンケートのいじめについて、どのような結果が出ていますか。

5つ、潟上市小・中9校にいじめの情報、実態がありますか。

6、いじめ予防教育、予防対策等の指導をどのように実施していますか。

以上でございます。宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 4番藤原幸作議員の一般質問の1つ目「大久保駅改築事業について」は私が、2つ目と4つ目については教育長が、3つ目については部長待遇企画政策課長がお答えを致します。

ご質問は簡潔明瞭でございますが、答弁はいささか少し長くなりますことを申し添えて答弁を致します。

大久保駅の環境整備につきましては、新市建設計画の新市一体化プロジェクトに盛り込まれ、総合発展計画後期基本計画の中でも「老朽化の進んでいる大久保駅舎の整備を進めること。駅裏に居住する利用者の利便性を確保するため、東西自由通路を含めた周辺環境の向上について検討する。」と盛り込まれております。

1点目の大久保駅舎、駐車場などの周辺環境を地域活性化の視点でどのようにとらえているかとのことではありますが、大久保駅は奥羽本線の市の玄関口であり、駅舎改築や駐車場などの周辺環境整備をすることにより、大久保駅前周辺の商業地、教育施設と駅西側の医療・介護施設への利便性が向上し、地域の活性化が図られるものと考えております。

また、東西自由通路を整備した場合には、駅西側に整備されている駐車場の利用が図られ、駅周辺道路の交通渋滞の緩和、安全性の確保と駅西側地域から駅へのアクセス時間の短縮と、非常に大きな効果があると考えています。

2点目の主要事業計画の平成26年度事業費5,000万円の積算内容については、平成22年10月26日、庁舎建設調査検討委員会開催時の提出資料の財政シミュレーションについての回答とし提出した主要事業計画に盛り込まれたものでありますが、財政的負担の観点から、駅舎と東西自由通路を分けて実施したいと考えたことにより、まずは駅舎建設

のほか、小公園を含めた駐車場の拡幅整備とそれらの設計費を平成26年計画に見込んだものであります。

3点目の東西を結ぶ通路を含めた大久保駅の改築についての考え方については、冒頭で述べたとおり、旧昭和町から新市に引き継がれた重要案件と位置づけております。

駅舎改築については、JR側と数度検討協議を進めているところで、協議の中ではJR独自の駅舎の改築予定は当面の間予定していないということでありまして、整備計画はあくまで潟上市主導でなければ進捗しないのが実情であります。

また、JR側から東西自由通路については、利用者の利便に配慮した場合、跨線橋と自由通路が一体となった橋上駅が一般的になっており、その先進地事例について現地視察も含め調査している状況であります。

東西自由通路の整備には大きな財政負担が伴い、しかも息の長い事業であり、この事業費に合併特例債の財源充当は必要不可欠であると考えております。幸い、4番さんからもご指摘ありましたが、5年間延長になりました。このため、現在、「合併特例債の適債」、いわゆる採択に向け、県の関係課と協議を進めております。

大久保駅西側住民の駅利用者数や東側住民の西側にある病院の利用者数などのデータのほか、この事業を推進することにより、どのような総体的な活性効果が得られるかなど、合併特例債の適用要件としてかなり高度なデータを用いて客観的に示す必要があることから、ハードルは高いものとの感触を受けております。

今後市も市の財政状況等を勘案しながら、節目節目においては議会に報告・協議してまいりたいと考えているので、ご理解をお願い致します。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 私から、2つ目の「認定こども園（仮称）について」お答えします。

また、4つ目の教育問題についてお答えしたいと思います。

まず、2つ目の認定こども園についてでございますが、ご質問の1点目の幼保一体化施設基本計画策定時と現環境の変化についてでございますが、潟上市全体では幼稚園、保育園の園児数は、平成20年4月1日の941人から平成24年4月1日の869人に、減で72人です。また、昭和地区の3園につきましては、200人から142人、減の58人でございます。天王地区の3園につきましては、339人から316人、23人の減と、いずれも基本計画策定時の園児数が大きく減少傾向にあります。幼保一体化施設の整備については、園児数の

推移を見ながら、今後も本計画、あるいは変更計画も含めて進めてまいらなければならないと、このように今考えております。

ご質問の2点目、3点目の昭和認定こども園、天王認定こども園、仮称でございますけれども、につきましては、やはり園児数の減少や老朽化なども視野に入れ、今後の動向を踏まえながら検討してまいりますものでございます。ご理解のほど、宜しくお願いしたいと思います。

それから、4つ目の「教育問題について」でございます。

質問の1点目、全国学力・学習状況調査における本市の抽出校の状況についてであります。昨日、市長の行政報告の中にもありましたとおりでございますが、本市の抽出校の結果は、秋田県の平均点と同程度の状況でありました。

質問の2点目、公表された結果と潟上市の状況をどのようにとらえているかについて、お答えします。

小学校では基礎・基本問題に、中学校では応用問題に、やや課題が見られました。また、小学校ではほとんどが生活、学習習慣ともに望ましい状況でしたが、中学校では家庭での過ごし方、将来の夢や目標を持っているか等が課題に残ったところです。こうした特徴的な傾向について、継続した取り組みが必要であると考えて現在おります。

質問の3点目、潟上市教育委員会は、調査結果に基づき、改善策をどのように考えているかについてお答えします。

4月の実施直後に県から採点基準が示された段階では、本市では各校で自己採点し、把握した課題を学習指導に生かしておりますが、今回の結果公表を受けて、さらに細かく分析し、家庭・地域と学校が連携した実践につなげてまいります。

質問の4点目、児童生徒アンケートの「いじめ」について、どのような結果が出ているかについてお答えしますが、先ほど藤原議員さんからもお話ありましたとおり、西村議員さんと重複するところがありますので、重複しないところを申し上げたいと思います。

この度、文部科学省から緊急調査の依頼があり、改めて各学校でのいじめの認知件数をまとめたところ、市内3校で計11件のいじめがあったことが判明しました。いじめの状況では、冷やかしからいじめなど、嫌なことを言われるが最も多いということで、これは先ほど申し上げたとおりです。次いで、仲間外れというのも2番目に位置づけられております。

質問の5点目、市内の小・中9校「いじめ」の情報、実態があるかについてお答えします。

先ほど調査結果についてお答え致しましたが、いずれの事案も現在は解決しております。但し、学校では解決したと見られる場合であっても、継続して十分な注意を払い、折に触れて指導を行うように努めております。

質問の6点目「いじめ」予防教育、予防対策等の指導をどのようにしているかについてお答えします。

いじめの問題への取り組みの中心は、未然防止であり、いじめを起こさないよう児童生徒を育てることが基本であります。

市教育委員会では、市校長会や教職員研修会などを通じて、学校での取り組みが充実するように指導や情報提供を行ってきております。各学校では、一人一人の居場所のある学級経営や、授業を通じた良好な人間関係づくり、道徳の時間の授業での生命や人権を大切にする指導の充実など、いじめを起こさないよう児童生徒を育てる授業等の改善に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇企画政策課長。

○企画政策課長（幸村公明） 一般質問の3つ目「庁舎基本設計について」お答え致します。

ご質問の1点目、プロポーザル「落札者決定基準」をいつ、どのような内容で定めたのかについてお答え致します。

今回受注者を選定するプロポーザル方式の実施にあたりましては、、潟上市プロポーザル方式実施要綱第5条に基づきまして、6月8日に潟上市新庁舎基本設計業務プロポーザル実施要領を定めております。

業務契約候補者の審査・選定につきましては、実施要領にあります提案評価基準に従って審査し、業務契約候補者、次点候補者を選定しております。

ご質問の2点目、新庁舎基本設計プロポーザル審査委員会に提出した潟上市の総合評価（政策）基準はどのようなものですか。また、動線についてはどのような提示をしておりますかについてお答え致します。

はじめに、総合評価（政策）基準とありますが、提案の評価基準と思われるので、読み替え、ご説明申し上げます。

この度実施しましたプロポーザルでは、潟上市新庁舎基本設計プロポーザル実施要領の中の「提案評価基準」に基づき、業務契約候補者、次点候補者を選定しているものでございます。

「提案評価基準」の内容につきましては、評価事項として①担当予定技術者の対応、②提案書の評価、これは的確性・創造性・実現性などの技術力の評価であります。③の概要書は、説明能力の評価、最後に価格の評価事項がありまして、この中でも②の提案書の評価が、さらに4つに細分化されておりまして、1、市民が交流できるとともに行政サービスの向上が実現できるか、2、防災拠点としての活用、3、ライフサイクルコストの低減と環境負荷の低減への配慮、4、潟上市の気候、風土、文化の考慮を念頭にした庁舎建設及び敷地利用等についてでありまして、審査項目ごとに5段階方式により評価し、配点を乗じた評価点により点数化致しまして、評価順位を決定する内容であります。

また、動線についての提示につきましては、建物に対する提案者の配置計画等への考え方を重視する上でプロポーザル段階では提示しておりませんが、敷地接道条件及び都市計画道路の状況については、事務局から提示致しております。

今後、動線を含む周辺道路計画については、建物の配置計画が決定した後に基本設計、実施設計の段階で検討し、今後、議会の皆様とも協議してまいります。

ご質問の3点目、新庁舎基本設計プロポーザル審査委員の氏名と専門分野及び正副委員長についてお答え致します。

この度のプロポーザル審査員は、学識経験者として新庁舎設計者の選定に必要な各専門分野の大学職員3名と公共建築物の設計に経験豊富な県職員1名、本市の方針を審査に反映できる市職員2名とし、副市長、総務部長の計6名で組織されました。

委員の互選により審査委員長には、建築計画学、ユニバーサルデザインを専門分野とする秋田県立大学准教授人間科学博士の込山敦司先生が選出され、その他の審査委員としては、建築環境学を専門とする秋田県立大学准教授工学博士の長谷川兼一先生、地震防災を専門とする秋田大学准教授工学博士の水田敏彦先生、公共施設建築設計・工事監理を専門とする秋田県建設部営繕課小玉嘉裕課長に委嘱しておりました。

なお、プロポーザル審査委員会運営要領にて審査委員長1名を置くこととしておりますが、副委員長は置くこととなっております。

ご質問の4点目、プロポーザル審査委員会の議事録作成と情報公開はどのようになり

ますかについてお答え致します。

プロポーザル審査委員会は2回開催しておりますが、いずれも議事録を作成しております。

情報公開につきましては、適宜対応してまいります。

ご質問の5点目、選定した有限会社村田弘建築設計事務所のプロポーザル委員会で評価された主たるものは何ですか。また、創造力、技術力を発揮した庁舎等の実績はありますかについてお答え致します。

潟上市新庁舎基本設計業務プロポーザル審査委員会の評価において、内部空間の考え方やライフサイクルコスト、風土、文化に関すること、市民等への説明能力など、総合的に優れた提案内容を含め、分析力・提案力・対話力等を総合的に有している点が評価された内容でございます。

類似施設業務の実績と致しましては、象潟町役場庁舎建設工事基本・実施設計業務、新秋田保健所建設工事基本・実施設計業務、秋田市立秋田北中学校改築事業にかかわる基本・実施設計業務等を受注しております。

ご質問の6点目でございます。選定業者以外の指名業者名と主な提案内容については、指名業者数は7社でありましたが、3社辞退しておりますので、最終的なプロポーザル提出者は4社でありました。

選定業者以の提出者3社は、株式会社小畑設計事務所、株式会社汎建築設計事務所、株式会社渡辺佐文建築設計事務所であります。

また、主な提案内容についてのご質問であります。19番佐々木嘉一議員の一般質問の答弁にもありますように、業者選定の判断材料として取り扱っているということをご理解いただいたものとして、4業者すべての提案書について今定例会中に皆様にお示し致します。

以上でございます。

○議長（千田正英） 4番、再質問ありますか。

○4番（藤原幸作） まず、1点目の大久保駅については、これは要望でございます。

前の一般質問に、私は大久保駅と飯塚駅のトイレの問題を取り上げたことがございます。大久保駅のトイレに子供が行ったら怖いということで泣き叫んで、その叫び声をもって大久保駅前のお店の方が私の店へ来てということで大変お母さんから感謝されたということを申し上げました。その後、何ら改善されておられません。改善されておらな

いということは、恐らく私は大久保駅を改築するというような善意に解釈したということでございますので、もしこれが長期化にわたりますと、これについては別に考えるということが必要じゃないかと思えます。これはいわゆる促進していただきたいということでございまして、先ほど申し上げましたように、非常に調査活動が大事でございますので、どう活性化に結びつけるかということだろうと、これは要望事項でございます。

それから、2点目の認定こども園については、中身の説明がありましたけども、肝心なところは特例債との関連もございまして、延ばすか延ばさないかということが一番肝心でございますが、それには触れておりません。これは教育長の権限の範囲を超えております。大変失礼ですけれども、私は教育委員会の組織整備ということをお願いしたけれども、いわゆる教育委員会の法律は、私ども一般的な地方自治法がいろいろと規定されておりますけれども、教育委員会は地方教育行政の組織と運営に関する法律ということでやっていますが、その中に教育長は教育委員会の指揮、監督の下に一切の事務を司るということとあわせて、すべての会議で議事の助言をするというのが教育長の事務担当でございます。私はやはりこういう法律ではだめだろうと思ひまして、これから一步抜けるためにはどうするかということが、やはり教育委員会の今、大阪維新の会でもこれは廃止ということをやっていますけれども、それは余談でございます。そういうことで、いわゆる今、いじめの問題も刑事問題になったり、それから国の文科省、昨日、いじめアクションプランを出したわけですが、対策プランを出したわけですが、そういうことじゃなくて、身近な教育委員会でそれをきちんと処理できるというのがやはり教育委員会の役目だろうということで、これはそういうふうに思いますが、このいつ建てるかということについては、これは市長の方の関係だと思いますので、昭和と天王につきまして、この合併特例債との関連の中でどのようにするかということで、市長からご答弁を賜りたいと思ひます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 認定こども園の質問についてお答えします。

地方教育行政の組織運営に関する法律について、私も少しかじっておりますが、いずれにせよこの特例債が延長したことによって最も影響受けると思われるのが先ほどの大久保駅とか、それから高田橋とかああいうものだと思うし、これも入ると思ひています。したがって、今、はっきり言って今ここで延ばすか延ばさないか即答はできません。この後、専門の教育委員会等々と詰めながら検討してまいりたいと思ひます。

○議長（千田正英） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 庁舎基本設計についても、これは質問はございません。要望でございます。

19番佐々木議員も、私も今回質問したということは、いわゆる議会に対しまして情報提供が少なかったんじゃないかということがありますので、今後はやはり議会スペース等も含めまして、いわゆる庁舎全体について議会に対して、こういうものであるということの協議する、提示するという基本姿勢を持ってもらいたいという要望でございます。そういうことでございますので、4つの問題については重複した面もございますので、理解できましたので終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって4番藤原幸作議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれにて散会します。

なお、明日9月7日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集をお願いします。

どうもお疲れさまでした。

午後 2時37分 散会